

北本市空き家等改修補助金  
完了報告書の添付書類チェックリスト  
**(工事完了後1か月以内に提出して下さい)**

添付書類		確認欄	備考
建物の利用の開始を証する書類 ・自ら居住する場合：住民票 ・第三者に賃貸する場合：賃貸広告又は賃貸借契約書 ・第三者に住居として売却する場合：売買広告又は媒介契約書			
改修工事の領収書等の写し ・改修工事費用を業者に支払ったことがわかる書類			※ATMの振込明細書も可。
補助対象工事に要した費用の内訳を示す書類 ・契約書等に添付された工事費内訳書 ※交付決定変更申請をした場合はその内容を示す書類			—
工事完了後の現場写真 ・交付申請時に提出した着工前の現場写真と同じアングルで撮影したもの			—
補助対象工事の請負契約書等の写し			※施工業者と契約したことを証した請書も含まれます。
親世帯又は子世帯と同居することによる加算を受ける場合	申請者及び親世帯又は子世帯の世帯全員の住民票		北本市役所1階市民課で取得できます。
交付申請時に <u>転入予定の家族構成申告書</u> を提出した場合	世帯全員の住民票（続柄がわかるもの）		北本市役所1階市民課で取得できます。

工事完了報告書を提出した後の流れ

1. 完了報告書の内容を市で審査した後に、北本市空き家等改修補助金額確定通知書を交付決定者に通知します。  
※審査の段階で現地確認をさせていただく場合があります。
2. 北本市空き家等改修補助金額確定通知書を受理した後に北本市空き家等改修補助金交付請求書を市に提出して下さい。
3. 市が北本市空き家等改修補助金交付請求書を受理した後に指定された銀行口座に、補助金を振り込みます。

問合せ  
建築開発課 営繕・住宅担当  
Tel.048-594-5551